市政全般の情報を皆さんにお知らせします。

# 市政トピックス

## 夏の安全なまちづくり県民運動　8月1日(月)～10日(水)

安心安全課 防犯交通係（内線361）

8月は、夏休みや長期休暇で開放的な気分になり、身の回りに潜む危険を忘れがちな時期です。「私だけは大丈夫」ということはありません。機会あるごとに、事件・事故に巻き込まれないよう注意をすることが必要です。そして、地域で声を掛け合って、安心して楽しい毎日を過ごせるよう見守っていきましょう。

夏の安全なまちづくり県民運動では、次の「重点項目」をかかげ、運動を展開します。

《運動の重点》

○子どもと女性が被害者となりやすい犯罪の防止

○住宅を対象とした侵入盗の防止

○自転車盗、自動車関連窃盗の防止

## 矢作川水源基金に参加と関心を

(財)矢作川水源基金事務局（☎0564(23)2645）

企画政策課 政策係（内線287）

財団法人矢作川水源基金は、愛知県と矢作川流域内の10市町で、きれいで豊かな水と、緑あふれる安全な大地造りを願い、昭和53年に設立されました。

水は私たちの生活に一日もかかせないもので、きれいで安定した水を供給するためには、水源地域が緑豊かな山林であることが不可欠です。

そこで、矢作川水源基金では、「緑豊かな山林で、きれいで安定した水と災害に強い山」にするため、また、多くの皆さんに水源地域への関心を持っていただくためにさまざまな活動を行っていますので、ぜひご参加ください。

▼活動内容　上下流交流事業（ダム見学や間伐体験など）、賛助会員の募集、基金への寄付活動等

## 戦没者・原爆死没者の慰霊と世界恒久平和祈念の黙とうを

福祉課 保護援護係（内線143）

8月15日は「戦没者を追悼し平和を祈念する日」です。

この日は、戦争で亡くなられた数多くの人々を追悼し、平和を祈念することを目的に、毎年日本武道館で、全国戦没者追悼式が行われます。今年もその中で正午を合図に1分間の黙とうが行われますが、市民の皆さんもそれぞれの職場や家庭などで、追悼と平和祈念の黙とうを捧げましょう。

また、広島市と長崎市では毎年8月6日と8月9日にそれぞれ原爆死没者の慰霊式と平和祈念式を行っており、広島市では8月6日午前8時15分、長崎市では8月9日午前11時2分に、平和の鐘を合図に1分間の黙とうを捧げることとしています。

両市では今年も平和を願う祈りの輪を全国に広げるため、原爆が投下された時刻に黙とうが捧げられるよう、協力の呼びかけを行っています。

## 戦没者等の遺族の皆さんへ―第9回特別弔慰金の申請はお済みですか―

福祉課 保護援護係（内線143）

▼対象者　公務扶助料や遺族年金等を受けていた人が平成17年4月1日から平成21年3月31日までの間に亡くなるなどしたことにより、平成21年4月1日において公務扶助料や遺族年金等の受給権者がいない場合に、次の順番による先順位の遺族一人に支給されます。

対象となる人は、戦没者等の死亡当時の遺族です。

1. 平成21年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹　など
4. 前記1～3以外の戦没者等の三親等以内の親族

※戦没者の死亡まで引き続く1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

▼支給内容　額面24万円、6年償還の記名国債

▼請求期間　平成21年4月1日～平成24年4月2日まで

※請求期間を過ぎると時効により権利が消滅し特別弔慰金を受けることができなくなりますので、請求漏れのないよう十分ご注意ください。

▼請求窓口　福祉課　保護援護係

## 個人事業税第一期分の納税をお忘れなく

西三河県税事務所 県民税・事業税第二グループ（☎0564(27)2713）

個人事業税の第一期分の納期限は、8月31日(水)です。

8月中旬に県から納税通知書をお送りしますので、最寄りの銀行、農協、漁協、ゆうちょ銀行（ゆうちょ銀行代理店の郵便局を含みます）などの金融機関もしくはコンビニエンスストア（納付書の納付金額が30万円以下のものに限る）または県税事務所で納付してください。

なお、Pay-easy（ペイジー）に対応しているインターネットバンキングまたはATMを利用して納付することもできますのでご利用ください。

※領収証書が発行されませんので、必要な人は金融機関等（ゆうちょ銀行および郵便局を除く）の窓口で納付してください。

また、納税には便利で安全な口座振替の制度もありますので、希望する人は口座を開設している金融機関の窓口で手続きをしてください。

※手続きの時期によっては、第二期分からの取扱いとなる場合があります。

※問合せは知立市役所　TEL 0566－83－1111（代表）
FAX 0566－83－1141
E-mail : info@city.chiryu.lg.jp

## 「学校展」に向けての資料募集

学校教育課 学校教育係（内線276）

市では、平成22年度～26年度までの5年間で、市内全小中学校10校の「学校展」を開催します。

各学校では、開校時からの学校の歴史を偲ぶことができる資料などを整理しています。お寄せいただける資料などがありましたら、各学校の教頭までご連絡をお願いします。

○平成23年度開催予定
▼とき　11月26日(土)、27日(日)
▼ところ　文化会館
▼開催校　知立西小、八ツ田小

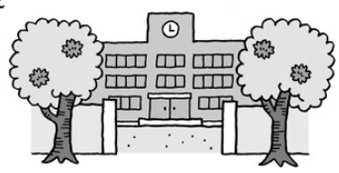

## 障害者手当の所得状況届の提出を忘れずに

福祉課 福祉企画係（内線141）

特別児童扶養手当、愛知県在宅重度障害者手当、特別障害者手当等を受給している人は、8月11日(木)～9月12日(月)（土、日曜日は除く）に所得状況届を福祉課へ提出してください。

この手続きをしないと、手当が受けられなくなることがありますので、期限内に必ず手続きをしてください。

なお、届出の用紙は、8月上旬に送付します。

## 青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動（8月31日まで）

県社会活動推進課 青少年グループ（☎052(954)6175）

青少年が心身ともに明るく健やかに成長することは、子を持つすべての親の願いであり、県民がひとしく期待するものです。

しかし青少年を取り巻く環境は大変厳しいものがあり、深夜徘徊の増加、出会い系喫茶、インターネットの出会い系サイト等により、青少年が犯罪に巻き込まれる事件が起きるなど、憂慮すべき状況にあります。

そのため愛知県青少年保護育成条例の効果的な運用を図るとともに、各種の非行防止対策が実施されています。

特に青少年が開放感から有害環境等に接する機会の多くなる夏休み期間中を中心に、「青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動」の強調期間を定め、家庭・学校・地域社会がそれぞれの果たすべき役割を認識し、大人が率先して規律ある行動をとる必要があります。

県民すべてが力をあわせて非行防止機能の再生・活性化を図り、また青少年の健全な育成を図るための運動や青少年の被害防止を図るための運動を集中的に展開するにあたり、皆さんのご協力をお願いします。

## 迷惑駐車・違法駐車はやめましょう

市内の各所において、短時間の路上駐車ばかりでなく、長時間の路上駐車や路上を駐車場代わりに使用している車両（青空駐車）が見受けられます。

これらの迷惑駐車・違法駐車は、交通の流れを大きく乱し、交通渋滞を引き起こす原因となります。狭い道路では、1台の駐車車両が、他の車両の通行不能を招いたり、消防車や救急車など緊急車両の通行を妨げます。また交通事故の原因となるばかりでなく、街の景観も悪くします。

1人1人が交通ルールとマナーを守り、安全で明るいまちをつくるため、ドライバーの皆さんのご協力をお願いします。

▶問合せ　安心安全課　防犯交通係（内線361）

### 駐停車禁止場所

- ●標識や標示で禁止された場所
- ●交差点とその側端から5m以内
- ●横断歩道、自転車横断帯とその側端から5m以内
- ●道路の曲がり角から5m以内
- ●踏切とその側端から10m以内
- ●バス停の標示柱から10m以内（運行時間中に限る）
- ●安全地帯付近（左側とその前後10m以内）
- ●坂の頂上付近・こう配の急な坂

### 駐車禁止場所

- ●標識や標示で禁止された場所
- ●駐車場などの出入口から3m以内
- ●道路工事区域の側端から5m以内
- ●せまい道（余地が3.5m未満）
- ●火災報知機から1m以内
- ●防火水槽・消火栓等から5m以内

## ふとんの洗濯・乾燥サービスをご利用ください

長寿介護課 長寿企画係（内線147）

家庭で寝たきりやひとり暮らしの高齢者、重度障がい者の人が使用している寝具の洗濯・乾燥を無料で行います。

▼対象者
①おおむね65歳以上のひとり暮らしの人
②おおむね65歳以上で介護保険の要介護4・5の認定を受けた人
③身体障害者手帳1・2級または、療育手帳A判定の人

▼内容　掛け布団・敷き布団・毛布各1枚の洗濯・乾燥（ただし、羽毛布団など特殊なものは除きます。）

▼実施日
〈回収日〉8月23日(火)・24日(水)
〈配達日〉8月26日(金)

▼申込み　8月16日(火)までに長寿介護課へ。

※過去に利用したことがある人は電話での申込みも可能です。

## 母子家庭等就業支援講習会

社会福祉法人 県母子寡婦福祉連合会（☎052(915)8862）

母子家庭の母等の自立を促進するため、就職に結びつく可能性の高い技能や資格の講習会が行われます。

▼対象者　県内在住の母子家庭の母と寡婦の人で、就業意欲があり、全日程出席できる人

※なお、パソコン講習中級は、パソコン・ワード・エクセルの基本操作ができる人のみ

▼受講料　無料（ただし、教材費・交通費等は自己負担）

▼申込み　8月1日(月)～22日(月)までに子ども課へ。

※募集要領と申込書は、家庭児童相談室または子ども課で配布します。

| 講座種目 | 会場 | 定員 | 日程（10月～1月） |
|---|---|---|---|
| パソコン講習（初級） | 名古屋 | 20人 | 月・火曜日（全18回） |
| | 岡崎 | 20人 | 土曜日（全14回） |
| パソコン講習（中級） | 名古屋 | 20人 | 土曜日（全14回） |
| | 豊橋 | 20人 | 土曜日（全14回） |
| 経理事務 | 名古屋 | 20人 | 土曜日（全14回） |
| ヘルパー2級 | 名古屋 | 30人 | 土曜日（全8回）<br>※自宅学習（58時間）、介護実習等（30時間）あり |

※定員を超えて応募があった場合は抽選となります。

## 国民健康保険高齢受給者証が8月1日から変わります

国保医療課 国保年金係（内線155）

70～74歳の国民健康保険加入者には、所得などに応じて医療費の自己負担割合を示す「国民健康保険高齢受給者証」（以下「高齢受給者証」）を発行しています。適用は70歳の誕生日の翌月（1日が誕生日の人はその月）から75歳の誕生日の前日までです。保険証とともに、医療機関の窓口に提示してください。

■高齢受給者証の送付

◎すでに高齢受給者証をお持ちの人
高齢受給者証は、毎年8月1日に前年所得に応じて負担割合が見直されます。7月下旬に送付しましたので、8月1日から差し替えて使用してください。まだお手元に届いていない人はご連絡をください。

◎70歳に到達する人
70歳になる月（1日生まれの人はその前月）の月末に送付しますので、翌月1日から使用してください。

（例）
○8月1日生まれの人
7月下旬に市から送付、8月1日から使用。
○8月2日生まれの人
8月下旬に市から送付、9月1日から使用。

## 一般不妊治療費補助金制度

保健センター（☎(82)8211）

不妊で悩んでいるご夫婦に、その治療費の一部を補助します。

▼対象者　夫婦のどちらかが知立市に住所があり、医療保険に加入し、医師に不妊治療の必要があると診断された法律上の夫婦（他の市町村で同様の補助を受けている場合は対象外）

▼対象治療　平成23年3月以降に受けた不妊検査、一般不妊治療、人工授精

▼対象費用　不妊治療に要する費用の自己負担額。健康保険適用外の費用も対象となります。（文書料などの治療に直接関係のない費用は対象外）

▼補助内容　1夫婦1年度につき1回、自己負担額の2分の1、上限5万円（1年度は3月受診分から翌年2月受診分です）

※期間は継続する2年間で、他の市町村で受けた補助期間も含まれます。

▼申請期日　平成24年3月末日

※申請書類は市ホームページからもダウンロードできます。

※問合せは知立市役所　TEL 0566－83－1111（代表）
FAX 0566－83－1141
E-mail : info@city.chiryu.lg.jp

## 道路ふれあい月間「8月10日は道の日」

土木課 建設企画係（内線447）

8月1日～31日までの一か月間は「道路ふれあい月間」です。

この運動は道路を常に広く、美しく、安全に使用する気運を高めることを目的として行われるものです。

道路は、通勤・通学・買い物などの日常生活や産業経済、文化活動の基盤となる非常に重要な施設です。国・県・市では、皆さんが安心して通行できる広くて美しい道路が保てるように、道路パトロールや道路の清掃を行うなどして、安全で快適な道路環境を心がけ、日々努力しています。

また、昭和61年度から、道路の意義・重要性に対する皆さんの関心と道路愛護の精神を高めるため、8月10日を「道の日」と定め、国民的運動を展開しています。

この日が制定された趣旨を認識し、今一度、道路の役割などを見直して、次のことを守ってください。

・道路に紙くずや空き缶等の「ごみ」を捨てない。
・道路を商品置場や作業場として使わない。
・道路に自動車や自転車、オートバイ等を放置しない。
・道路に、日覆い等を設置する場合には、道路管理者の許可を受ける。
・道路管理者以外の人が、道路の施設に関する工事を行う場合には、道路管理者の承認を受ける。
・4メートル以下の狭い道路に接する土地に新築する場合は、道路後退部分にブロック壁等は作らない。

道路は、私たちみんなのものです。他の人の迷惑にならないよう、広く・美しく・安全で快適に使えるようご協力ください。

## 貯水槽の清掃・点検は大丈夫ですか？

水道課 料金企画係（内線256）

ビルやマンションでは水道水の臭いや色といった衛生面が問題になることがあります。

原因の多くは、貯水槽（受水槽や高置水槽等）の管理が適正に行われていないことが考えられます。

年に1回以上は、貯水槽内部の清掃、破損がないかどうかの点検など、安全な水を利用するためにも維持、管理をしましょう。

貯水槽を新規に設置するとき、廃止または管理者等を変更するときは忘れずに市へ届出をしてください。

## 水道メーターの取替え

水道課 料金企画係（内線256）

市が管理している水道メーターは、耐用年数の8年を迎えると市の負担で取替えを行っています。

取替時に費用を請求したり、宅内の水周りの点検をすることは一切ありません。

今年度は検定満期が平成23年度に到来するもの（平成23年4月～平成24年3月まで）が対象です。

※メーターのふたに検定満期（年・月）が記載されています。

取替対象の皆さんには、市が委託した業者が直接訪問し、その場で交換をします。訪問時に取替えができない場合は、後日行うことも可能ですので作業員または業者へ直接ご相談ください。

取替えは、平成24年3月まで市内各地で随時実施します。

なお、不在の場合でも業者が判断し、取替作業を行うこともありますのでご了承ください。

メーター周りに車などの障害物がないようご理解・ご協力をお願いします。

○今年度取替委託業者
偶数月検針地区　森島設備管工㈱
奇数月検針地区　タブチ住設機工㈱

## 緑の募金にご協力ありがとうございました

4・5月の2か月間に渡りご協力いただきました緑の募金は、総額158万1千899円となりました。募金運動は、家庭・街頭・職場募金等が行われ、緑の羽根が配られました。

お寄せいただいた募金は、市内公共施設等への緑化や緑化の啓発活動に活用する予定です。また、募金の一部は、国・県の緑化事業にも活用されます。なお、東日本大震災で被災した地域の森林整備・緑化等の支援にも役立てられる予定です。ご協力ありがとうございました。

▶問合せ　市緑化推進協議会（都市計画課内　内線413）

| 募金内訳 | 協力機関（敬称略） | 募金額 |
|---|---|---|
| 家庭募金 | 各町内会 | 1,439,848円 |
| 街頭募金 | みどりの少年団 | 14,013円 |
| 職場募金 | 秋田工業㈱ | 126,110円 |
| | ㈱大和電機製作所 | |
| | 中川工業㈱ | |
| | 日本特殊塗料㈱ | |
| | 富士機械製造㈱ | |
| | ブラザー精密工業㈱ | |
| | ミヤマ精工㈱ | |
| | ㈱渡辺機械製作所 | |
| | 渡辺工業㈱ | |
| | ㈱コムライン | |
| | 共和建設工業㈱ | |
| | ㈲知立園芸 | |
| | 知立市職員互助会 | |
| 篤志募金 | 市役所ロビー等 | 1,928円 |
| 募金総額 | | 1,581,899円 |